

審第 1 0 8 9 号－ 1
答 申 第 3 6 1 号
令和 7 年 6 月 3 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 5 年 1 2 月 5 日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 3 5 号

令和 5 年 1 0 月 1 9 日付けで審査請求人から提起された、令和 5 年 1 0 月 5 日付け〇〇児第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年10月5日付け〇〇児第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和5年9月25日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第2項の規定により、「〇〇に対して行われた医学診断の結果がわかるものすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、「医学診断票」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年10月19日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和5年12月5日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

「個人情報の保護に関する法律第78条第1第7号柱書の児童相談所の調査・診断等に関する情報であり、開示することに適正な業務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」の裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

- （ア）本件部分開示決定は不当であるとの裁決を求める。

- (イ) 不開示とした部分とその理由を取り消すとの裁決を求める。
 - (ウ) 処分庁である千葉県〇〇児童相談所の業務に関しては「業務はケースバイケースであるため、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業ではない」と〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に担当児童福祉司より説明があった。
 - (エ) 不開示とされた理由は、「同種のものが反復されるような性質の事務又は事業」に適用されるものであり、本件には適用されない。
 - (オ) 「適正な遂行に支障を及ぼす恐れ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。
 - (カ) 本件における不開示とされた理由も実施機関に広範な裁量権限を与える目的での理由と思われるので、千葉県行政不服審査会へ諮問と調査審議を求める必要がある。
- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 法令に基づかない非開示

- (ア) 法第78条第1項第7号イ〜トの該当の可否について

当該非開示の判断するためには、「法律第78条第1項第7号柱書」に該当する典型的なものをイ〜トに例示されているが、これらには、該当しない。

イ：国の安全が害されるおそれ

ロ：犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ：監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ：契約、交渉又は争訟に係る事務

ホ：調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ：人事管理に係る事務

ト：企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (イ) 法第78条第1項第7号柱書に該当の可否について

個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド6-1-3-1-6には、同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性

質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断としている。その例としては、「同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるが、審判請求書のとおり、処分庁千葉県知事〇〇（以下、（２）において「処分庁」という。）は、「同種のものが反復されるような性質の事務又は事業」ではないため、該当しない。

イ 氏名の誤記について

弁明書の児童の氏名に誤記がある。正しくは、〇〇である。処分庁が、児童の人格を軽視していると推測される。

ウ 個人情報と保護者

基本的には児童の個人情報を扱う権利があるのは法定代理人親権者である審査請求人である。児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うのも保護者である審査請求人である。

２８条審判では〇〇が明らかになっている。また、児童が健康を害している事実がある。適切な医療が行われているか、審査請求人は知る権利と児童を健やかに育成する義務がある。

エ 審議会による諮問の申し立ての必要性

処分庁に非開示とされた内容すべてが「保護者が知り得た場合、児童と誰が信頼関係を損ない、円滑な業務に支障が出る」内容なのか内容を精査する必要性があるため、審議会による口頭意見陳述の諮問の申し立てを行いたい。

オ 結論

法第７８条第１項第７号柱書及び千葉県個人情報保護条例でも「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しないのは明らかである。また、個人情報を扱う権利が不当に制限され、非開示による心身ともに健やかに育成することの責任を果たせることができない状況であり、処分庁に非開示とされた内容を精査した上で、本件、処分庁が不開示とした原決定は、取り消すべきである。

４ 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

（２）処分の内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。なお、本件決定の処分庁は実施機関、担当課（所）は千葉県〇〇児童相談所（以下「〇〇児童相談所」という。）である。

(イ) 保有個人情報開示請求について

〇〇（ママ）に対して行われた医学診断の結果がわかるものすべて

イ 不開示部分及びその理由について

本件開示請求を受け、〇〇児童相談所が内容の検討を行ったところ、本件請求内容は法第78条第1項第7号柱書に定める「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものと判断した。

決定通知書に記載したとおり、本件請求内容は、調査・診断等に関する情報であり、開示することにより、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められたことから、法第78条第1項第7号柱書に該当するとして、全ての調査・診断に係る内容を不開示と判断した。

(3) 弁明の内容について

児童福祉法の規定には児童相談所の調査について以下のように規定されている。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ～チ 略

三 略

2～7 略

〇〇児童相談所においては、調査は上記ハ、及びニの規定のとおり、「児童や家庭の判定を行う」、「児童や保護者について調査に基づいた指導を行う」ために実施されるものであり、判定や指導のために一部を保護者と共有することはあるものの、全部を共有し対応するものではない。

また、児童を支援する上で、本人が自身に関する重要な情報を知らないうちに保護者が知り得てしまった場合、児童との信頼関係を損ない、今後円滑な業務の遂行に支障が出るおそれがあると認められる。

このことから、法第78条第1項第7号柱書該当により不開示情報に該当するものと判断された。

よって、不当性はない旨を主張する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関は法令に基づいて開示決定を行っており、審査請求人の本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、精神科医師が、本件児童の心理状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した医学診断票であると認められる。

イ 本件文書の不開示部分について

(ア) 実施機関は、本件文書の不開示部分について、法第78条第1項第

7号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

- (イ) 本件文書で不開示とされた部分には、精神科医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び精神科医師の氏名が記載されていると認められる。

これらの情報を開示すると、当該医師に対し真偽を確認しようとする何らかの働き掛け等がなされることや、本人とのトラブルを回避しようと記載内容が形骸化し、実施機関において必要な情報が把握できなくなるといった可能性がある等、今後の実施機関における児童保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

実施機関は、本件決定の通知書の「開示請求に係る保有個人情報を記録する行政文書の件名」欄に、本件開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された文言と同一の文言を記載しているが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した保有個人情報が記録された文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、実施機関においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月 5日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 1月23日	反論書の写しの受理
令和7年 3月18日	審議（令和6年度第11回第1部会）
令和7年 4月25日	審議（令和7年度第1回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会